

恵那市消防団の年額報酬・
団員定員改正について
(案)

令和4年9月

恵那市消防団員の年額報酬、団員定員の条例改正（案）

1 恵那市消防団の現況について

（1）はじめに

恵那市消防団は、平成16年10月に旧恵那市と旧恵南地区が市町村合併したことによりそれぞれの団員数を合算して基本団員の条例定員1,200名として現在の編成となり今年で17年目を迎えます。

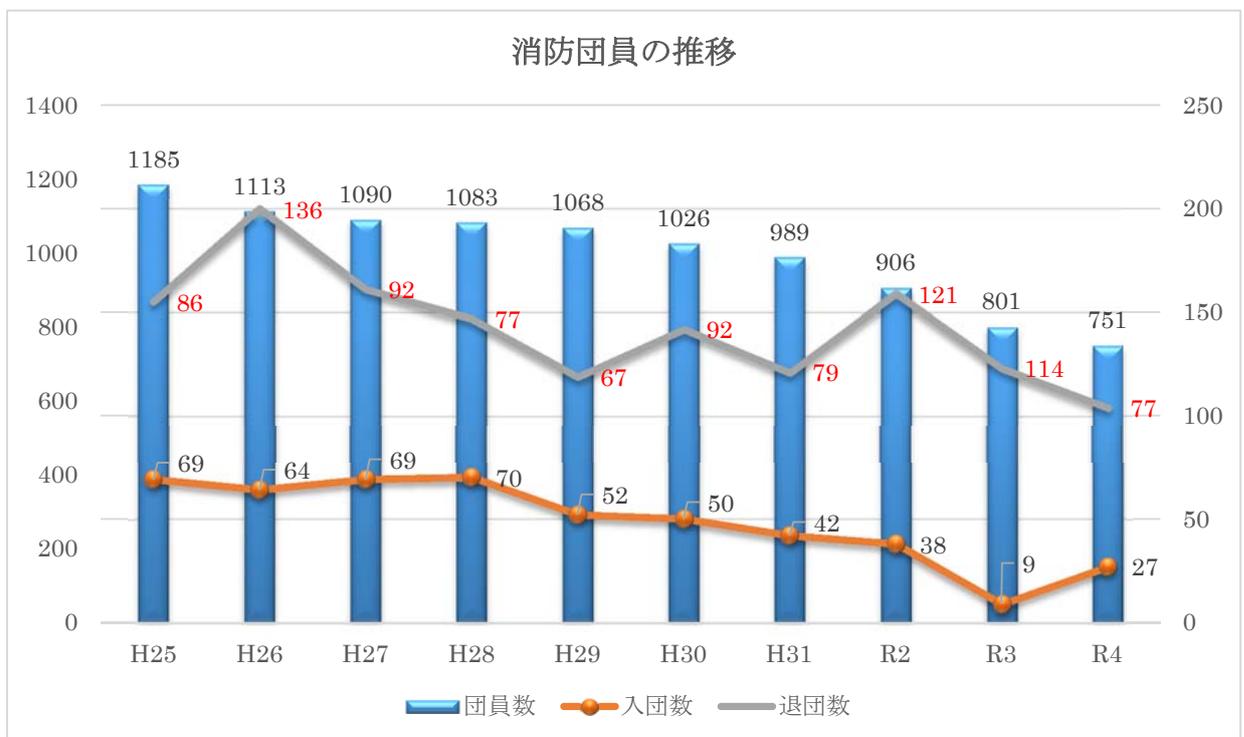
恵那市合併当初の平成17年4月1日の恵那市人口は57,374人であるのに対し、令和4年4月1日の人口は47,982人で9,392人の減少（減少率16.4%）となっています。

平成17年度の団員数は1,317人でしたが、令和4年度は751人と566人の減少（減少率43%）となっており、恵那市人口の減少と比例して恵那市消防団員の在団者数も減少しています。

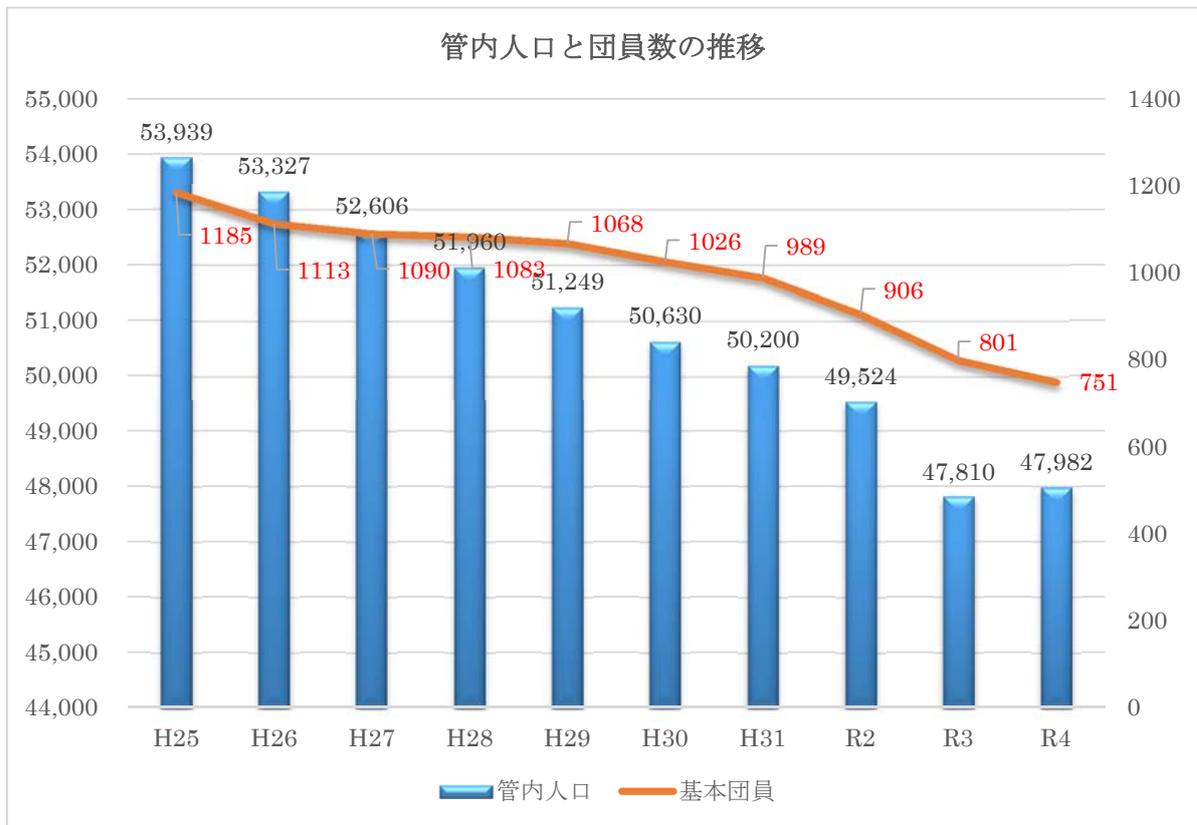
消防団は地域防災の中核をなす組織であり、地元自治会並びに行政も一体となって、その充実強化に努めなければ将来的にその活動が危ぶまれる事態にもなり兼ねないことから、将来を見据え地域の皆さんと協力しあいながら、その対応を検討してまいりたいと考えています。

（2）消防団員の現況について

「消防団員の推移状況」



(3) 管内人口と団員数の推移



2 消防団員の報酬等の基準の策定等について

平成25年12月13日に制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」は、平成2年以前に全国には100万人の消防団員が活動していたことから、その当時と同数の消防団員を確保するために制定した法律で、消防団は地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、令和元年、令和2年及び令和3年と連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後80万人を割り込むおそれもある状況になっていることから、総務省消防庁では、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、令和2年12月から令和3年3月まで、消防団員の適切な処遇のあり方について議論され、中間報告として本通知が消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出され、令和3年10月に最終報告書が発出されました。

○消防団員の処遇等に関する検討会で検討された結果を踏まえて、国から通知された主な内容

(ア) 消防団員の処遇改善を図るため、「非常勤消防団員の報酬の基準」を定めたので、各市町村において消防団員の報酬等の見直しを検討すること。

(イ) 団員報酬や出動報酬等の直接個人に支給すべき経費と分団等の運営に必要な経費は適切に区分し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。

(ウ) 各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については、令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。

○非常勤消防団員の報酬等の基準及び留意点等について

	国からの通知		恵那市の現状
	基準	留意点	
第1 報酬 種類	非常勤消防団員の報酬の種類は、出動回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出動に応じて支払われる出動報酬の二種類とする。ただし、地域の質上に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。	報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応態勢をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出動に応じた成果的な報酬としての出動報酬の二種類を定めていること。	恵那市では年額報酬と出動報酬を支給している。
第2 年額 報酬 額	年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」に定める「団員」の階級の者については、年額36,500円を基準とし、団員より上位の階級の者等については、市町村において、業務の負担や職責等を勘案し、基準額と均衡のとれた額となるよう定める。	年額の報酬については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適当でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇改善を図るという趣旨に照らして検討すること。 また、「団員」より上位の階級にある者や機能別消防団員等の年額報酬については、市町村において業務の負担や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。	「消防団員の階級の基準」に定める「団員」の階級の者については、年額21,700円を支給している。 ※今回改正に該当するもの。

第3 出勤 報酬 額	出勤報酬の額は、災害（水災又は地震等の災害を言う。以下同じ）に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負担、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。	<p>出勤報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。</p> <p>また、災害以外の出勤については、標準額と比較して業務の負担や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること。</p> <p>短時間の出勤や日付をまたぐ出勤、1日に複数回の出勤といった場合の取り扱いについても、基本的には、業務の負担や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡を取りつつ、具体的な取扱いについては、市町村において定めること。</p> <p>ただし、大規模災害等で出勤時間が長時間にわたる場合には、出勤報酬の支給単位は出勤日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適切であること。さらに、この場合の出勤報酬の額は、標準額と均衡を取りつつも、市町村の判断でさらに引き上げることも差し支えない。</p>	恵那市では令和4年度から1日あたり最大8,000円支給するよう改正済みである。
第4 費用 弁償	上記に掲げる報酬のほか、出勤に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出勤にかかる費用弁償については、必要額を措置する。	消防団員の出勤にかかる費用弁償については、地域の実情に準じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。	恵那市職員相当職とみなし支給している。
第5 個人 支給	報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。	<p>報酬及び費用弁償等については、団員個人に直接支給すること。</p> <p>団経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適当ではなく、団員個人に直接支給すること。</p> <p>一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。</p>	恵那市では令和3年度からすべて個人支給としている。

3 恵那市消防団員年額報酬の増額改定について

(1) 恵那市消防団年額報酬改定案

単位：円

区分		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
国基準額		82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500
恵那市	現行	71,950	51,400	35,450	30,000	22,250	22,250	21,700
	改正案	82,500	69,000	50,500	45,500	38,000	37,000	36,500

※国基準額では部長・班長は同額報酬であるが、業務内容や責任に差があることから、報酬額も差を設けることとする。

(2) 県内各市の年額報酬支給状況

	市名	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	支払方法	条例定数 基本団員
	国基準	82,500円	69,000円	50,500円	45,500円	37,000円	37,000円	36,500円	—	—
東濃地区	恵那市	71,950円	51,400円	35,450円	30,000円	22,250円	22,250円	21,700円	個人	1,200人
	多治見市	90,000円	73,000円	55,000円	45,000円	38,500円	37,500円	36,500円	個人	539人
	中津川市	120,000円	66,000円	43,500円	38,500円	31,000円	29,000円	27,500円	個人	1,828人
	土岐市	82,500円	69,000円	50,500円	45,500円	38,000円	37,000円	36,500円	個人	503人
	瑞浪市	82,500円	69,000円	50,500円	45,500円	38,000円	37,000円	36,500円	個人	450人
県内各市の状況	美濃加茂市	100,000円	80,000円	70,000円	60,000円	55,000円	45,000円	38,000円	個人	293人
	瑞穂市	120,000円	100,000円	70,000円	60,000円	50,000円	40,000円	36,500円	個人	257人
	可児市	100,000円	80,000円	70,000円	—	50,000円	38,000円	37,000円	個人	343人
	山県市	126,000円	100,000円	50,500円	45,500円	37,000円	37,000円	36,500円	個人	362人
	本巣市	120,000円	77,000円	50,500円	45,500円	37,000円	37,000円	36,500円	個人	275人
	海津市	75,000円	63,000円	57,000円	52,000円	40,000円	38,000円	36,500円	個人	407人
	養老町	97,500円	79,000円	60,500円	55,000円	—	38,000円	37,000円	個人	300人

(3) 恵那市消防団 団員報酬額の支給状況

①. 団員報酬額

単位：円

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
国基準額	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500
恵那市	71,950	51,400	35,450	30,000	22,250	22,250	21,700
差	△10,550	△17,600	△15,050	△15,500	△14,750	△14,750	△14,800

②. 令和3年度恵那市消防団員報酬（支払い済み）

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
基本団員報酬額	71,950円	51,400円	35,450円	30,000円	22,250円	22,250円	21,700円	
人数	1人	6人	38人	32人	194人	158人	330人	759人
音楽隊員報酬額			35,450円	23,875円	23,875円	23,875円	23,875円	—
人数			1人	2人	3人	2人	22人	30人
合計	71,950円	308,400円	1,382,550円	1,007,750円	4,388,125円	3,563,250円	7,686,250円	18,408,275円

③. 検討結果（年額報酬をほぼ国基準とした場合）

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
報酬額	82,500円	69,000円	50,500円	45,500円	38,000円	37,000円	36,500円	
人数	1人	6人	41人	32人	191人	150人	330人	751人
合計	82,500円	414,000円	2,070,500円	1,456,000円	7,258,000円	5,550,000円	12,045,000円	28,876,000円
							令和3年度支払額との差	△ 10,467,725円

4 団員定数について

消防団員の条例定数を考えるうえで各種災害に対応できる人数を考慮する必要があると考える。

近年の災害状況を見ると全体的に火災事案は減少している一方、恵那市内で発生する豪雨による災害で活動時間が長期間に及ぶものが増加しており、消防団員の負担となっている。

豪雨災害の状況を見ると、令和2年7月6日から14日の8日間にわたり恵那市街、武並町及び笠周地区を中心に豪雨による災害が発生し延べ705名の消防団員が活動している。令和3年は8月13日から17日の4日間にわたり旧恵南地区を中心に発生し、延べ648名の消防団員が活動しており豪雨による災害件数が増加・激甚化している。

現在の恵那市の消防団員条例定員は、平成16年の市町村合併の際に各市町村の団員数を単に合算して算出したものであり、現在の災害状況や恵那市の人口減少などを考慮し消防団員の条例定員数を改定する必要があると考える。

(1) 各分団の意見

令和3年5月から同年11月にかけて恵那市消防団13分団に対して消防団の現状についてヒアリングを行った結果、以下の意見が多く挙げられた。

- ・年々消防団員も少なくなっており、消防車両や資器材の点検などが団員の負担となってきている。
- ・器具庫のある地区に消防団員が1名しかいないところがあり、他の器具庫に移動して2名以上集まって消防車両を動かしている。特に昼間は仕事に出ているので災害時消防車両を動かす人員の確保ができない。器具庫、消防団車両の集約が必要である。

(2) 検討の結果・今後の方針

- ・近年の被害が甚大であった豪雨災害1事案に出動した消防団員延べ人数の最大が705名であるため、この人数以上の団員数を確保することが必要と考える。
- ・現在の消防団に配備されている車両を最大活用するための団員数や、恵那市内の消防団員適齢年齢人口の減少率を考慮する必要がある。これら現在の各分団の管轄する地域の実情を踏まえた人数を確保するには、基本団員の条例定数を780人程度とすることが望ましいと考える。
- ・若い年代の意識の変化や生活様式の変化、少子高齢化・人口減少などの現状に伴う団員確保が年々難しくなっている中、消防団員数を増加させるよう市内の各地域自治会や各分団消防団員と協力した入団促進や、マスメディア等を活用し消防団活動のアピールを行い新規促進を行っていく必要がある。
- ・恵那市内の20代、30代の若者の人口が減り、新規入団員の急激な増加は見込めないため、機能別消防団員の条例定員を300人に引き上げることで地域防災力低下を防ぐことが必要である。
- ・機能別消防団員の活動範囲の見直しと、定期的に行っている消防団の秋季訓練やブロック別消防訓練に機能別消防団員も参加し恵那市消防団全体の体制強化を図るとともに、今後機能別消防団員の報酬についても増加させるよう検討が必要である。

- ・ 機能別消防団員の入団条件は内規により消防団経験5年以上の者としているため、条件に合う退団者を勧誘し段階的に条例定員を300人まで増加させる。
- ・ 消防団員の条例定員については定期的（約5年）に見直しを行い、状況に応じて条例改正を行う。

基本消防団員数

現在の条例定員	1,200人
---------	--------

令和4年4月 現在の実員数	751人
------------------	------

改正案	780人
-----	------

減少率：35%

機能別消防団員数

現在の条例定員	220人
---------	------

令和4年4月 現在の実員数	198人
------------------	------

改正案	300人
-----	------

増加率：36%

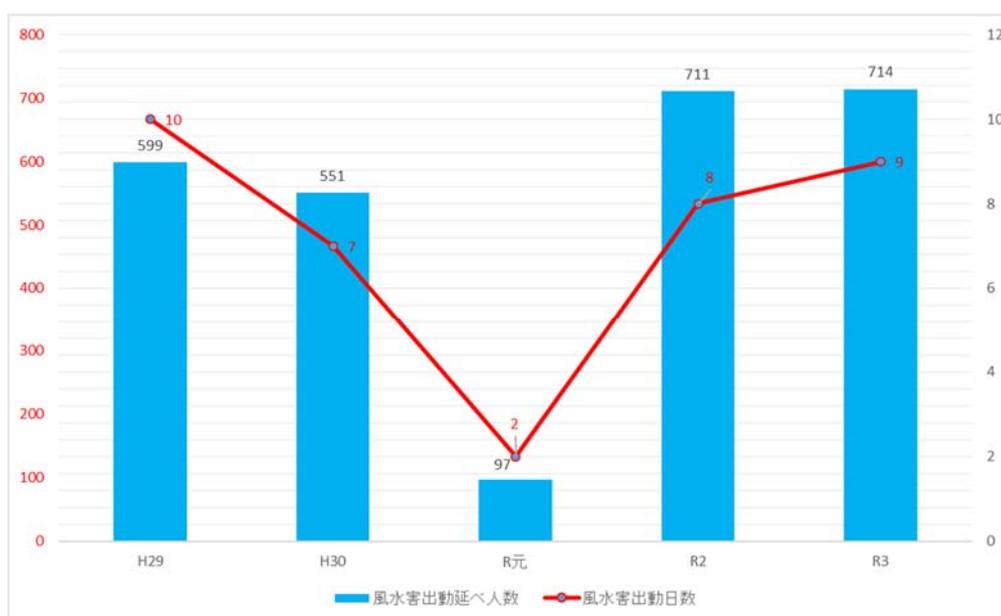
(3) 恵那市消防団員が出動した延べ災害件数（過去5年間）

発元年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
災害出動延べ件数	59件	52件	45件	61件	45件

(4) 1年間の風水害出動日数・出動延べ人員（過去5年間）

発元年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
風水害出動日数	10日	7日	2日	8日	9日
出動延べ人数	599人	551人	97人	711人	714人

※警報待機の人員も含む。



(5) 分団別管轄人口・団員1人当たりの人口推移

町名	令和4年4月			平成17年4月		
	人口	団員数	団員1人当たりの人口	人口	団員数	団員1人当たりの人口
大井分団	12,794	37	346人	13,574	75	181人
長島分団	9,292	50	186人	10,306	73	141人
東野分団	1,650	19	87人	1,813	54	34人
三郷分団	2,261	56	40人	2,750	78	35人
武並分団	2,981	77	39人	3,360	78	43人
笠置分団	1,163	43	27人	1,572	76	21人
中野方分団	1,465	53	28人	1,896	80	24人
飯地分団	588	33	18人	827	56	15人
岩村分団	4,673	68	69人	5,583	171	33人
山岡分団	3,922	70	56人	5,346	157	34人
明智分団	4,887	104	47人	6,719	181	37人
串原分団	689	24	29人	974	62	16人
上矢作分団	1,617	44	37人	2,654	123	22人
合計	47,982	678	71人	57,374	1,264	45人

※団員数は、団本部、音楽隊、女性消防隊を含まない

平成17年と令和4年の比較表

